

現在の要介護度が「1」及び「2」の申込者の方へ

平成27年4月の介護保険制度改正により、介護老人福祉施設へ入居可能な方が要介護度3～5の方と、介護度1・2であっても居宅において日常生活を営むことがやむを得ない事由により困難である方となりました。

そのため、介護度1・2の方でやむを得ず入居（特例入居）が認められるかどうかを判断する必要が生じますので、お手数ですが以下にご記入ください。

なお、ご記入いただけない場合は、「予備待機者」として取り扱われ、要介護度3以上という要件に該当するまで入居することができなくなりますので、ご了承ください。

現在の要介護度	1	・	2
やむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが困難である	はい	・	いいえ
「はい」とお答えいただいた方はその理由を次から選び、困難である理由を具体的にご記載ください			
<input type="checkbox"/> 認知症によって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる ()			
<input type="checkbox"/> 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる ()			
<input type="checkbox"/> 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である ()			
<input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である ()			
<input type="checkbox"/> その他 ()			